

ごみの不法投棄は犯罪です

掲載日：2018年6月22日

1 29年度不法投棄調査

平成29年10月から「排出区分の変更」と「粗大ごみの一部有料化」により不法投棄の増加が懸念されておりますが、交野市では不法投棄がされにくい環境をつくり、不法投棄を防止するため不法投棄警告シール・交野市内パトロールの啓発活動を実施しています。

○調査対象

不法投棄のパトロール中に発見したものや報告によって撤去したもの。外部からの通報により撤去したもの。市民及び団体が集積し、撤去したもの。これら不法投棄と認められる一般廃棄物及び産業廃棄物を対象としたものです。

○調査期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで。

2 調査結果

○不法投棄多発地域

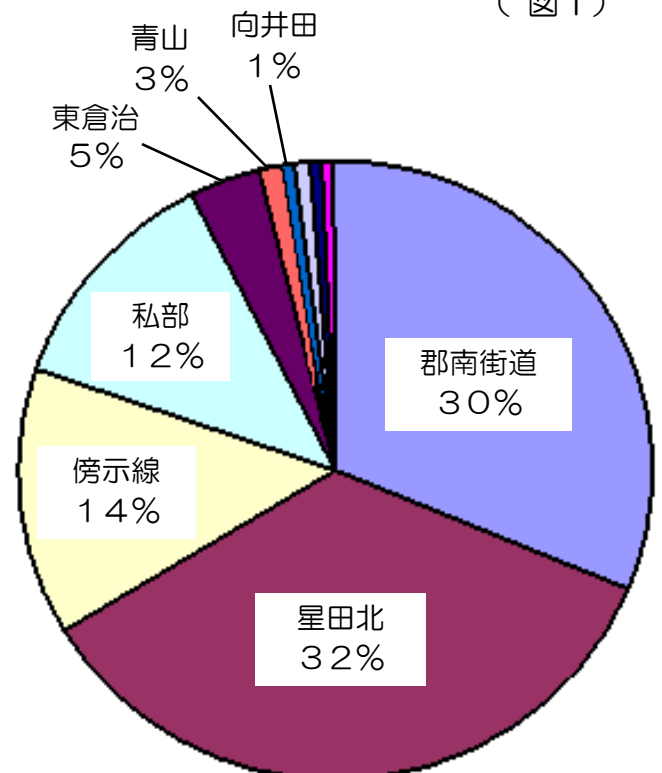
交野市は面積の半分を山林が占めており、山間部は不法投棄がされやすいと推察されます。(図1)からもわかるように枚方大和郡山線(郡南街道)と傍示線での不法投棄撤去の重量は1,952kgで全体の約44%となっています。

地域別で見ると不法投棄重量が一番多いところは星田北となっており、この地域は住宅街から離れた水道道や第二京阪国道の高架下、JRの高架下などの場所があります。

また、私部地区での不法投棄重量が多いのは私部地区と倉治地区の境界に位置する免除池周辺に不法投棄が頻発しているためと推測されます。

【29年度 不法投棄重量内訳】

(図1)



○不法投棄ごみ種別、数量、総重量

平成29年度（平成29年4月から平成30年3月31日）の不法投棄撤去の実績は、数量723点、不法投棄重量4,636kgです。

不法投棄をごみ種別（図2）で見ますと、燃やすごみが33.1%、無料粗大ごみが31.5%、市では処理ができない処理困難物（タイヤ・ガスボンベなど）・家電リサイクル法対象物（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機）が23.8%となっています。

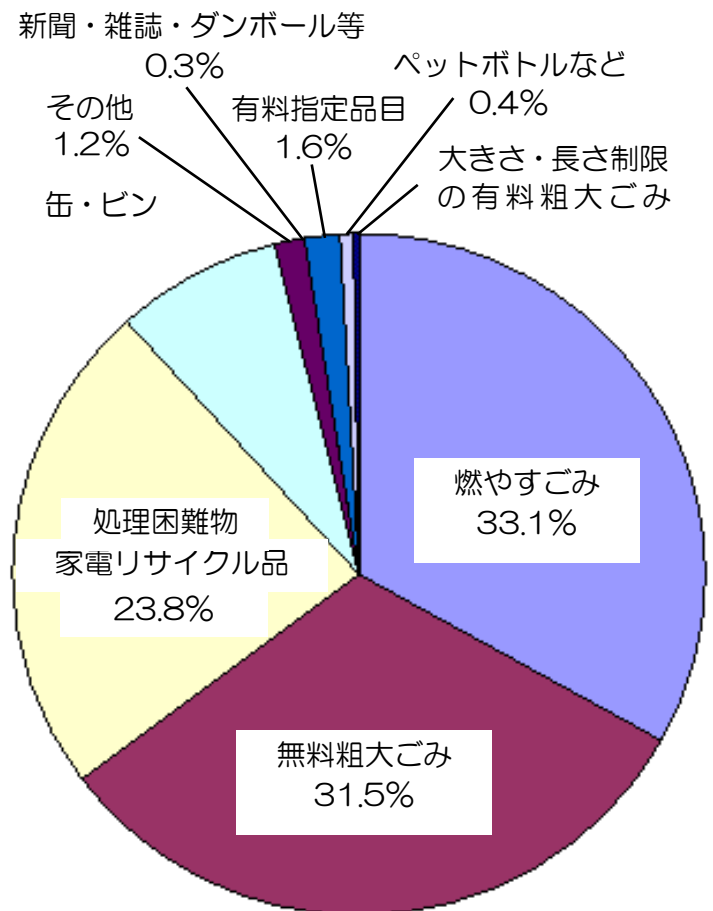
また平成29年10月から開始している「粗大ごみの一部有料化」によって有料指定品目（有料の粗大ごみ）の項目ができましたが、これは全体の1.6%にとどまりました。

ごみの有料化に伴って交野市内の不法投棄増加が懸念されていましたが、ごみの有料化以前の平成29年4月から9月の不法投棄重量は2,911kg、平成29年10月から平成30年3月31日までの不法投棄重量は1,725kgと減少傾向にあります。

これは、平成29年4月以降に「排出区分の変更」と「粗大ごみの一部有料化」の住民説明会をこまめに開催し、市民の皆さんのご理解とご協力のおかげと思われま

【29年度 不法投棄ごみ種別内訳】

（図2）



●不法投棄の現場写真



道路上・高架下に不法投棄された廃棄物

3 現在の不法投棄啓発状況

○パトロールの強化

平成29年10月から「排出区分の変更」と「粗大ごみの一部有料化」に伴って不法投棄が増加する懸念があるため市内パトロールを強化し、不法投棄を発見した場合は調査し、撤去しています。



○不法投棄警告シール

市内パトロールや通常収集（燃やすごみ・廃プラ・粗大ごみ・資源ごみ）においても不法投棄を発見した場合は期限付きの「不法投棄警告シール」を貼ることで不法投棄排出者に対して注意・撤去の啓発を行っています。「不法投棄警告シール」を貼ることにより、不法投棄は犯罪であることを周知し、期限が過ぎた不法投棄は厳重に調査をしてから撤去しています。



○不法投棄禁止の啓発看板

不法投棄多発地域には不法投棄禁止の看板を設置し、不法投棄の抑制に努めております。



不法投棄は重大な犯罪です！！

道路・公園・空き地などに廃棄物を投棄することは、許されない**犯罪行為**です。
不法投棄は**5年以下の懲役**もしくは**1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金**またはこの併科が科せられ、また、**未遂行為も罰せられます**。

◆不法投棄防止のために

不法投棄を防止するには、行政・警察だけでは目が行き届きません。市民の皆さまの目で監視することが発生抑制や再発防止に繋がります。

交野市では今後もこのような不法投棄に対して市民・警察と協働して取り組んでいきます。

私有地や私道上に不法投棄された場合

私有地や私道上に不法投棄されたごみは、**市の条例（交野市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第10条）**により、その所有者または管理者が処理することになっています。

不法投棄をさせないためにも、みだりに人が立ち入れないように日ごろから土地の管理には十分な注意を心がけてください。



ごみのポイ捨ては、やめましょう！

交野市内を不法投棄パトロールしていると、ごみの「**ポイ捨て**」が目立ちます。

「ポイ捨て」されるものとしては、空缶・ペットボトル・カップ麺の容器・新聞・雑誌など様々あります。「ポイ捨て」と軽い言葉で表現される傾向ではありますが、ごみの「**ポイ捨て**」行為をすると**法律で罰せられます**。

交野のまちをきれいにするためにも、ごみの「**ポイ捨て**」はやめましょう。

◆不法投棄する人を見かけたら！！

「今、目の前で不法投棄をしている」「不法投棄をしようとしている」「不法投棄をして逃げた」そんなときは110番、または所轄の警察署（交野警察072-891-1234）へ通報してください。

◆不法投棄を見つけたら！！

道路・公園・空き地などに粗大ごみ・家電製品などの不法投棄物を発見した場合は、下記の各担当へご連絡してください。

各担当連絡先		
場 所	連 絡 先	電 話 番 号
道路（市道）・公園・河川	交野市道路河川課	072-892-0121
第二京阪道路	北大阪維持出張所	06-6931-0241
府道及び国道168号線	枚方土木事務所	072-844-1331
そ の 他	交野市環境事業所	072-892-2471